

包括的性教育の推進及び性被害対策の
拡充を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣 宛 て
厚 生 労 働 大 臣
警 察 庁 長 官
こ ども 家 庭 庁 長 官
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、SNS等を通じた子どもや若者の性被害が増加しているが、性に関する悩みや不安について、子どもや若者が安心して相談できる社会的サポートが十分に保障されておらず、声を上げられない現状がある。

また、子どもや若者の性に関する課題は、真偽が不確かな情報の氾濫や多様な性のあり方など、従来よりも複雑化しているが、正確な知識やリテラシーを育む機会が乏しい状況にある。

誰もが自らの尊厳と他者の権利を尊重できる社会の実現のためには、学校等において幼少期から正しい知識を学ぶとともに、家庭や地域社会なども連携して、社会全体で子どもや若者を性被害等から守り、確実な支援につなげる体制を構築しなければならない。

よって、本県議会は、国会及び政府において、包括的性教育の推進及び性被害対策の拡充を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 国際セクシャリティ教育ガイダンスに基づく包括的性教育を学習指導要領に位置付け、発達段階に応じた教育のための手引きを策定すること。
- 2 教員に対する実践的な相談スキルを身に付けるための研修や外部講師による授業の実施などの取組に対し、必要な支援を行うこと。
- 3 学校に限らず、家庭や地域コミュニティなどにおいても学習機会を増やす取組を推進すること。
- 4 性被害の未然防止、早期発見のための相談・支援体制の充実を図ること。